

先端設備等導入計画認定時に工業会証明書が未提出の方へ（お知らせ）

○留意事項

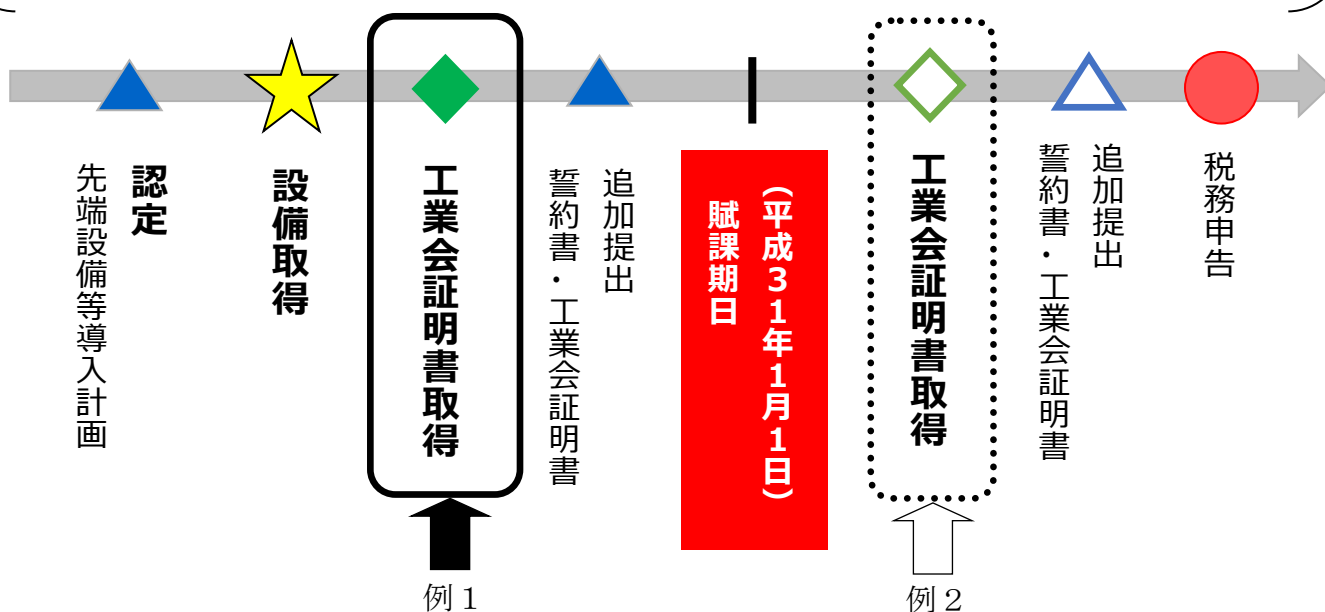
初年度から3年間固定資産税（償却資産税）の軽減を受けるためには、賦課期日（1月1日）以前に取得した工業会証明書が必要になります。

≪具体例≫

平成30年10月に「先端設備等導入計画」の認定を受け、11月に先端設備等を取得した場合、工業会証明書の取得時期により、以下のとおり固定資産税の適用開始年度及び適用年数が異なります。

（例1）平成31年1月1日までに工業会証明書を取得した場合
→3年間軽減対象となります。

（例2）平成31年1月2日以降に工業会証明書を取得した場合
→初年度（平成31年度）は、固定資産税が軽減されません。なお、2年度目、3年度目については、条件を満たすことから適用されます。（実質2年間のみ適用）



○固定資産税の軽減を受けたい方は、上記内容に留意いただき、工業会証明書及び誓約書を商工政策課にご提出ください。

【問合せ先】

◆先端設備等導入計画について
久留米市商工観光労働部商工政策課
〒830-8520 久留米市城南町15番地3
Tel : 0942-30-9133
メール : syoko@city.kurume.fukuoka.jp

◆固定資産税の特例、償却資産の申告について
久留米市市民文化部資産税課償却資産係
〒830-8520 久留米市城南町15番地3
Tel : 0942-30-9011
メール : sisanzei@city.kurume.fukuoka.jp